

(2)長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定められた汚水等に係る指定施設
 条例第2条第8号の規則で定める施設は、汚水又は廃液に係る施設にあっては以下の表
 に掲げる施設である。

別表第2（県規則第2条関係）

汚水等に係る指定施設（大村湾流域に設置されるものに限る）	
1	パン又は菓子の製造業の用に供する原材料処理施設または洗浄施設
2	飲食店営業（食品衛生法施行令第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。）又はそ うざい製造業（同条第32号に規定するそうざい製造業をいう。）の用に供する調理施 設又は洗浄施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」と いう。）別表第1第66号の4から第66号の7までに規定する事業場に係るものを 除く。）
3	給食施設（特定多数人に対して通例として、継続的に1回50食以上又は1日100食 以上の食事を供給する施設をいう。）の用に供する調理施設又は洗浄施設（令別表第1 第66号の3に規定する事業場に係るものを除く。）
4	産業廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政 令第300号）第7条第14号口及び八に掲げるものに限る。）
<p>1 大村湾流域とは、汚水等が大村湾（西海橋下の海面の線、佐世保市掛崎川河口左岸から西南方90 メートルの地点（北緯33度6分35秒、統計129度47分40秒の点（佐世保市崎岡 町潮位観測所跡地））の270度線及び陸岸により囲まれた海域をいう。）及び同湾に流入する河 川並びにこれらに流入するその他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号） 第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）に流入する地域をいう。</p> <p>2 この表に掲げる汚水等に係る指定施設が、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を設置し てある下水道に汚水等を排出する場合にあっては、この表は適用しない。</p>	